

第11節 雑則

1 意見の申出

宅地造成等規制法

第6章 雑則

(市町村長の意見の申出)

第24条 市町村長は、宅地造成工事規制区域及び造成宅地防災区域内における宅地造成に伴う災害の防止に関し、都道府県知事に意見を申し出ることができる。

2 委任

宅地造成等規制法

(政令への委任)

第25条 この法律に特に定めるもののほか、この法律によりなすべき公告の方法その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。